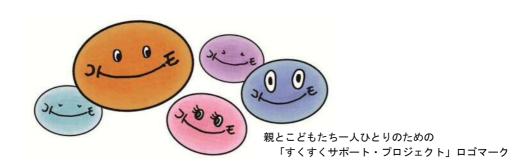
るとい親家庭福祉の人会と



名古屋市 2022.7 月版 ひとり親家庭では、仕事をしながら家事や子育てを一人で担う必要があり、時間的にも 精神的にも余裕の持てない中で、さまざまな悩みを抱えやすくなります。

この冊子には、相談窓口やひとり親家庭等を対象とした支援制度を掲載していますので、 お困りのことや疑問がありましたら、お気軽にご相談ください。

なお、この冊子は、原則として令和 4 年 7 月 | 日時点の内容で編集されています。 今後、事業内容等が変更される場合もありますので、あらかじめご了承ください。 「名古屋市公式ウェブサイト」にも、情報を掲載していますので、ご覧ください。

対象者について

母子	配偶者のない母と 20 歳未満(事業によっては 18 歳以下※)の子ども
父子	配偶者のない父と 20 歳未満(事業によっては 18 歳以下※)の子ども
寡婦	子どもが 20 歳に到達した母子家庭の母

※対象者の表記は目安です。事業によって対象となる年齢や条件が違いますので、 詳細は各事業説明ページをご覧ください。

~第4期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画~

ひとり親家庭等の子どもたちや親を支え、応援するため、令和2年3月に「第4期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画」を策定しました。この計画を推進し、情報提供や相談支援から、子育てや生活負担を軽減する支援、子どもへの生活や教育の支援まで、総合的な支援に取り組むことで、ひとり親家庭等の自立を促進し、子どもが夢や目標を持って健やかに育つ環境を整えてまいります。

この計画は、名古屋市公式ウェブサイトでご覧いただけます。

http://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000127046.html

表紙のロゴマーク

親とこどもたち一人ひとりのための「こどもの成長支援プロジェクト(愛称「すくすくサポート・プロジェクト」)」のロゴマークとして、政府の子どもの貧困対策会議において作られたものです。 複数のマークが集まったデザインとすることで、「悩んでいるのは1人ではない」「相談に行けば支援に繋がる」というイメージが共有されてほしいとの願いが込められています。

内 容 * *離婚前に知っておきたいこと**				
離婚前に知っておきたいこと	ページ	母子	寸 象 : 父子	者 │寡婦
TO MENTION OF COST OF		以丁	又丁	
l 養育費取得支援	2			
2 法律相談	2			
3 養育費に関する公正証書作成費等補助事業	3			
手当等をもらう				
4 児童扶養手当、名古屋市ひとり親家庭手当、愛知県遺児手当	4~6			
5 児童手当	6			
6 遺族基礎年金	7			
経済的な負担を軽減する **税の減免を受ける**	·			
7 ひとり親家庭等医療費助成	8	•	•	
8 国民健康保険料の減免	9			
9 国民年金保険料の免除・猶予	9			
IO 上下水道料金の減免	9			
II JR通勤定期特別割引	10			
I 2 税の減免	П			
貸付を受ける				
I 3 母子父子寡婦福祉資金貸付金	12~14			
I 4 交通遺児関連貸付制度	14			
仕事を探す・スキルアップする				
I 5 高等職業訓練促進給付金	15			
I 6 高等職業訓練促進資金貸付事業	16		•	
I 7 自立支援教育訓練給付金	16	•	•	
I 8 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	17			
19 住宅支援資金貸付事業	17			
20 就業支援講習会	18			
21 製造たばこの小売販売業の申請	18			
住まいを探す				
22 ひとり親世帯向け公営住宅の入居募集	19		•	
23 母子生活支援施設	19			
子育て支援を受ける **子どもの教育費を確保する*:	*			
24 子どもの短期入所生活援助(ショートステイ)事業	20		•	
25 ひとり親家庭等生活支援事業	21			
2 6 就学援助等	22			
子どもの学びや社会体験の機会を利用する	T			
27 中学生の学習支援事業	23		•	
- フェールとり知るほのエレナの氏担応づくりませ	23			
28 ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業	23			
29 文化・スポーツ交流事業	1			
29 文化・スポーツ交流事業 30 ひとり親家庭休養ホーム事業	24	•		
29 文化・スポーツ交流事業 30 ひとり親家庭休養ホーム事業 3 I 市有施設優待利用事業	1	•	•	
29 文化・スポーツ交流事業 30 ひとり親家庭休養ホーム事業 3 I 市有施設優待利用事業 **主な相談窓口**	24	•	•	
29 文化・スポーツ交流事業 30 ひとり親家庭休養ホーム事業 3 I 市有施設優待利用事業 **主な相談窓口** 3 2 ひとり親家庭の福祉に 3 3 こころの休けい室	24	•	•	
29 文化・スポーツ交流事業30 ひとり親家庭休養ホーム事業3 市有施設優待利用事業**主な相談窓口**32 ひとり親家庭の福祉に関する総合相談(心理カウンセリング)	24	•	•	
29 文化・スポーツ交流事業 30 ひとり親家庭休養ホーム事業 3 I 市有施設優待利用事業 **主な相談窓口** 3 2 ひとり親家庭の福祉に 関する総合相談 (心理カウンセリング) 3 4 電話相談 3 5 ジョイナス. ナゴヤ	24 25	•	•	
29 文化・スポーツ交流事業 30 ひとり親家庭休養ホーム事業 31 市有施設優待利用事業 **主な相談窓口** 32 ひとり親家庭の福祉に 関する総合相談 (心理カウンセリング) 34 電話相談 35 ジョイナス.ナゴヤ 36 仕事の相談窓口 37 女性のための総合相談	24	•		
29 文化・スポーツ交流事業 30 ひとり親家庭休養ホーム事業 31 市有施設優待利用事業 **主な相談窓口** 32 ひとり親家庭の福祉に 関する総合相談 (心理カウンセリング) 34 電話相談 35 ジョイナス.ナゴヤ 36 仕事の相談窓口 37 女性のための総合相談 38 女性の悩みごと相談 39 女性悩みごと電話相談	24 25	•		
29 文化・スポーツ交流事業 30 ひとり親家庭休養ホーム事業 31 市有施設優待利用事業 **主な相談窓口** 32 ひとり親家庭の福祉に 関する総合相談 (心理カウンセリング) 34 電話相談 35 ジョイナス.ナゴヤ 36 仕事の相談窓口 37 女性のための総合相談	24 25	•		
29 文化・スポーツ交流事業 30 ひとり親家庭休養ホーム事業 31 市有施設優待利用事業 **主な相談窓口** 32 ひとり親家庭の福祉に 関する総合相談 (心理カウンセリング) 34 電話相談 35 ジョイナス.ナゴヤ 36 仕事の相談窓口 37 女性のための総合相談 38 女性の悩みごと相談 39 女性悩みごと電話相談	24 25	•		

離婚前に知っておきたいこと

養育費取得支援

母子 父子 寡婦

趣旨・内容

養育費に関する相談のほか、面会交流等の問題も含め電話相談に応じています。 また、養育費取得の方法等について、必要に応じて面接相談・書類作成支援・ 同行支援を行います。

電話相談	養育費に関する相談のほか、面会交流等の問題も含め相談員が電話相談 に応じます。
	【相談受付時間】月~金曜日(祝日・年末年始は除く)10 時~16 時
	電話相談の内容により、さらに専門的な相談を行う必要がある場合は、
面接相談	司法書士等が面接相談を行います。
	(予約制)火曜日 13時30分、14時30分(祝日・年末年始は除く)
書類作成支援	面接相談の内容により、さらに専門的な支援を行う必要がある場合は、
同行支援	司法書士等により、書類作成支援や同行支援を行います。

対 象 者

ひとり親家庭の母及び父並びに寡婦の方 (離婚前の方も対象)

お問合せ先

養育費相談専用電話(愛知母子・父子福祉センター内)

TEL 915-8816

2 法律相談

母子 父子 寡婦

趣旨・内容

法律上の諸問題について弁護士が相談に応じます。(予約制・I回限り無料) 【予約受付時間】月~金曜日 9時~I7時30分(祝日・年末年始は除く)

対 象 者

ひとり親家庭の母及び父並びに寡婦の方

(養育費や親権など離婚に関する問題については離婚前の方も対象)

お問合せ先

社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会(愛知母子・父子福祉センター)(予約電話) TEL 915-8862

3 養育費に関する公正証書作成費等補助事業

母子 父子

寡婦

趣旨・内容

「公正証書」など養育費に関する債務名義を有する証書を作成した際、作成にかかった 費用を補助します。(上限5万円)

※債務名義:強制執行によって実現されることが予定される請求権(養育費)の存在、 範囲、債権者、債務者を表示した公の文書のこと。具体的には、強制執行認諾約款付公 正証書や調停調書など。

※令和3年4月1日以降作成された証書が対象

申請書類は名古屋市公式ウェブサイト

「養育費に関する公正証書作成費等補助事業」ページより ダウンロードできます。



養育費に関する公正証書 作成等補助事業

対 象 者

以下の①~⑤の要件をすべて満たす方

- ①児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にある方
- ②養育費の取り決めに係る公正証書などの費用を負担した方
- ③養育費の取り決めに係る債務名義を有している方
- ④養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している方
- ⑤過去に同一の取り決めをした文書について、養育費に関する公正証書作成費等補助 金を受給していない方
- ※申請期限は、要件を満たした日の翌日から6か月以内です。

お問合せ先

社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会(愛知母子・父子福祉センター) TEL 915-8862

手当等をもらう

4 児童扶養手当・市ひとり親家庭手当・県遺児手当

(令和 4 年度) **母子 父子 寡婦**

対象者

次のいずれかの児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童)を養育している方

- ○父母が婚姻を解消(離婚)した児童
- ○父又は母が死亡した児童
- ○父又は母が重度の障害を有する児童
- ○父又は母が生死不明である児童
- ○父又は母に | 年以上遺棄**されている児童
 - ※遺棄とは、父又は母が児童と同居しないで、養育を全く放棄している状態をいいます。 父又は母から仕送りや安否を気遣う連絡等がある場合は、該当しません。
- ○父又は母がDVによる保護命令を受けた児童
- ○父又は母が法令により | 年以上拘禁されている児童
- ○母が婚姻によらないで出産した児童

《所得制限》

①受給者本人の所得から 8 万円を控除した額が、下表の限度額未満であるか(愛知県遺児手当の場合、一部支給の限度額未満であるか)を確認します。(※)

受給者が父または母の場合は、養育費の8割相当額が手当額計算上の所得とみなされます。

扶養親族数	父、母、養育	育者(孤児等の養育者を除く)	び旧笠の美女老
1人 仓 机水纹	全部支給	一部支給	狐児等の養育者
0人	49 万円未満	49 万円以上 192 万円未満	236 万円未満
給与所得者の収入額	(約 122 万円未満)	(約 122 万円以上 311 万円未満)	(約 372 万円未満)
1人	87 万円未満	87 万円以上 230 万円未満	274 万円未満
給与所得者の収入額	(約 160 万円未満)	(約 160 万円以上 365 万円未満)	(約 420 万円未満)
2人	125 万円未満	125 万円以上 268 万円未満	312 万円未満
給与所得者の収入額	(約 215 万円未満)	(約215万円以上 412万円未満)	(約 467 万円未満)
3人	163 万円未満	163 万円以上 306 万円未満	350 万円未満
給与所得者の収入額	(約 270 万円未満)	(約 270 万円以上 460 万円未満)	(約515万円未満)

②受給者本人に配偶者や扶養義務者(受給者本人と同居又は生計を同じくする直系血族(父母、祖父母、子など)及び兄弟姉妹)がいる場合には、その方の所得から8万円を控除した額が、下表の限度額未満であるかを確認します。(※)

扶養親族数	配偶者、扶養義務者
0人	236 万円未満(収入約372万円未満)
1人	274 万円未満 (収入約 420 万円未満)
2人	312 万円未満(収入約467万円未満)
3人	350 万円未満(収入約515万円未満)

扶養親族とは、税法上の扶養親族をいいます。確定申告書や源泉徴収票でご確認ください。 なお、配偶者・扶養義務者についても、その方自身の税法上の扶養親族数で判定します。扶養義 務者が複数いる場合は、合算ではなく個人ごとに判定します。

医療費控除等、所得から差し引かれる各種控除があります。また、児童扶養手当について、受給 者本人が障害基礎年金等の支給を受けることができる場合は、非課税年金所得(公的年金給付及び 遺族補償等)を含んだ所得の再計算を行う必要があります。詳しくは、窓口でお問合せください。

(※) 令和3年 II 月分(令和4年 I 月支給分)からは、所得(給与所得または公的年金所得がある場合、総所得金額から I0 万円(給与所得と公的年金所得の合計額が I0 万円未満の場合は、その合計額)を控除した額)から8万円を控除した額が、上表の限度額未満であるか確認してください。

【注意点】

- ◆令和4年 | 0 月分までの手当は令和2年中(令和2年|月~令和2年|2月)の所得により、令和4年 | 1 月 分以降の手当は令和3年中(令和3年|月~令和3年|2月)の所得により確認します。
- ※ 所得は、収入金額とは異なります。

給与所得のみの方は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が所得となります。

◆受給者本人の所得が限度額未満であっても、配偶者や扶養義務者の所得が限度額以上である場合は、 手当は支給されません。

支給日

《児童扶養手当・名古屋市ひとり親家庭手当》

5月||日、7月||日、9月||日、||月||日、|月||日、3月||日 《愛知県遺児手当》

5月25日、7月25日、9月25日、11月25日、1月25日、3月25日

- ▶休日等に当たる場合は、その直前の休日等でない日となります。
- ▶支給月の前月までの分を支給します。

	児童扶養手当(国)		名古屋市ひとり親家庭手当(市)	愛知県遺児手当(県)
支 児童が 18 歳に到達した年度の 3 月分まで (児童に一定の障害がある場合は、20 歳未 満まで延長されます。) 期 間		こ一定の障害がある場合は、20 歳未	3年間(支給停止期間*を含む) (ただし、支給要件に該当してから7 年経過すると、支給開始から3年未 満であってもその時点で支給対象 外となります。)	5 年間 (支給停止期間*を含む) ※所得制限超過等により 手当が支給されない期間
		申請の翌月分から支給	申請と同月分から	支給
	人目	◆全部支給の場合 43,070 円 ◆一部支給の場合 43,060 円~10,160 円	児童 人につき ◆全部支給の場合 支給開始月から 年目 9,000 円	児童 人につき 支給開始月から
月	2 人目	◆全部支給の場合 10,170円 ◆一部支給の場合 10,160円~5,090円	2 年目 4,500 円 3 年目 3,000 円 ◆一部支給の場合	1∼3年目は 4,350円 4、5年目は
	3人目以降	◆全部支給の場合 6,100円 ◆一部支給の場合 6,090円~3,050円(児童1人につき)	支給開始月から 年目 4,500 円 2~3 年目 3,000 円	2, 175 円

- ・手当は、所得金額を確認の上、支給額等が決定されますので、申請前には所得の申告を必ず行ってください。
- ・認定後、手当を受ける資格がなくなったときや、住所などの届出内容が変わったときは、手続きが必要です。必要な 手続きが遅れ、手当が過払いとなった場合は、支給された手当を返還していただくことになります。
- ・手当の支給を継続して受けるには、毎年8月に、児童扶養手当は「現況届」、名古屋市ひとり親家庭手当・愛知県遺児手当は「所得状況届」を窓口に提出していただく必要があります。(「現況届」・「所得状況届」は、時期になりましたら、区役所・支所から送付します。)
- ・児童扶養手当については、支給開始から5年等、一定期間が経過したときは、自立に向けた取組み(就業状況など) に関する届出が必要です。また、その後の「現況届」提出時においても、同様の届出が原則必要となります。(対象 者には、区役所・支所からお知らせを送付します。)

≪公的年金等との併給について≫

児童扶養手当	公的年金等の額が児童扶養手当額よりも低い場合には、その差額分の手当が受給でき
	ます。
	※令和3年3月から児童扶養手当と障害年金の併給調整の方法が見直され、ひとり親の障
	害年金受給者の障害年金の子の加算部分の額が、児童扶養手当額よりも低い場合にはそ
	の差額分の手当が受給できるようになりました。
名古屋市ひとり親家庭手当	年金額に関わらず併給可能です。
愛知県遺児手当	公的年金等を受給できる場合、受給できません。

お問合せ先

「児童扶養手当」を受給している方は、下記の制度をご利用いただける場合があります。

- 7 ひとり親家庭等医療費助成……… 8ページ
- Ⅰ 上下水道料金の減免………… 9ページ
- II JR通勤定期特別割引………10ページ
- 15 高等職業訓練促進給付金······15ページ
- 17 自立支援教育訓練給付金······ 16 ページ
- | 8 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金… | 17ページ
- 26 就学援助等………22ページ
- 27 中学生の学習支援事業……23ページ
- 3 | 市有施設優待利用……25 ページ

また、「市ひとり親家庭手当」を受給している方は、下記の制度をご利用いただける場合があります。

30 ひとり親家庭休養ホーム事業……24 ページ

詳細は、各事業のページをご確認ください。

5 児童手当 ※国制度の手当

母子 父子 寡婦

趣旨・内容

支給日 6月 15日 (2~5月分)、10月 15日 (6~9月分)、2月 15日 (10~1月分) ※15日が休日等に当たる場合は、その直前の休日等でない日となります。

	支給月額	
3 歳未満	一律	15,000円
3 歳~	第1・2子	10,000円
小学生	第3子以降	15,000円
中学生	一律	10,000円
所得制限限度額 以上の場合	子どもの年齢に 関わらず一律	5,000円
所得上限限度額 以上の場合	児童手当は支払わ れません。	

《参考》所得制限・上限限度額			
※下表は所得から一律控除される8万円			
をあらか	じめ加えていま	す	
税法上の	所得制限限	所得上限限	
扶養親族等の数	度額(未満)	度額(以上)	
0人	630 万円	866 万円	
0 /	(833.3 万円)	(1071 万円)	
1人	668 万円	904 万円	
	(875.6 万円)	(1124 万円)	
2人	706 万円	942 万円	
2 /	(917.8万円)	(1162 万円)	
2 /	744 万円	980 万円	
3人	(960.0万円)	(1200 万円)	
	※ () 内は収入額	の日安	

※()内は収入額の目安 (給与収入のみの場合)

※第 I・2 子の数え方は、18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの子どもの人数を、 年齢が上の子どもから順に数えます。

※離婚等により、手当受給者の切替え(父→母など)が必要な場合は、申請が必要です。 原則として申請の翌月分からの支給となりますので、すみやかに申請をしてください。

対 象 者

中学3年生まで(I5歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子どもを 養育している方

※国外居住の子どもは一定の要件を満たす留学の場合を除き対象外。 施設入所児童は施設に対して支給。

お問合せ先

6 遺族基礎年金

母子 父子 寡婦

趣旨・内容

支払月 2、4、6、8、10、12月

支給月額			
配偶者が受けるとき	子が1人の場合	83,466 円	
	2人目	18,650 円加算	
	3人目以降は 人につき	6,216 円加算	
	子が1人の場合	64,816円	
子が受けるとき	2人目	18,650 円加算	
	3人目以降は 人につき	6,216 円加算	

(注)年額を12で割り、1円未満を切り捨てした参考金額(令和4年度分)

受給要件

国民年金加入者(※) 又は、老齢基礎年金の受給資格期間(25年以上)を満たした人が死亡し、その配偶者が 18歳に達する日以後の最初の 3月 31日までの間にある子(国民年金の障害等級 1級又は 2級に該当する程度の障害にある場合は 20歳未満の子)と一緒に暮らしているとき(死亡した人に配偶者がいない場合には、子に対して支給されます。)

- ※死亡日前に保険料の未納期間が 1/3 以下であるか、死亡日の前日において、死亡日 の属する月の前々月までの直前 1 年間に未納期間がないことが必要です。
- (注) 子のいる夫への支給は、平成26年4月1日以降に妻が死亡した場合に限ります。

お問合せ先

区役所保険年金課管理係または支所区民福祉課保険係



経済的な負担を軽減する

7 ひとり親家庭等医療費助成

母子 父子 寡婦

趣旨・内容

ひとり親家庭の母及び父並びにこれらの家庭の児童並びにこれに準ずる児童の医療費 (保険診療分)の自己負担額を助成することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図 ります。

※ただし、高額療養費・家族療養附加給付金の支給がある場合は、その額を助成額 から除きます。また、入院時食事療養費の標準負担額及び保険給付の認められない 費用(差額ベッド代、健康診断、予防接種、文書料など)は、助成の対象になりません。

対 象 者

市内にお住まいで、ひとり親家庭の母又は父の前年(I 月から7月は前々年)の 所得が児童扶養手当を受給できる範囲の方(※)であり、次の条件のいずれかに 該当する方

(I) I8 歳以下(I8 歳に達する日以後の最初の3月3I日まで。以下同じ)の児童を 扶養しているひとり親家庭の母又は父

(配偶者が身体障害者手帳の I・2 級又は障害年金の I 級に該当される方も対象となる場合があります。)

- (2)ひとり親家庭の母又は父に扶養されている 18 歳以下の児童
- (3)父母のいない 18 歳以下の児童等
- (※) 児童扶養手当と異なり、扶養義務者(同居の祖父母等)の所得にかかわらず、 ひとり親家庭の母又は父のみの所得で判定します。

(扶養義務者の所得が児童扶養手当の所得水準を超過するため、手当が支給 されない場合であっても、ひとり親家庭等医療費助成は受けられる場合が あります。)

また、児童扶養手当と異なり、障害基礎年金等の給付を受けている場合であっても、非課税年金は含めず所得を判定します。

ただし、次の方は対象になりません。

- ・事実上、婚姻状態にある方
- ・健康保険に加入していない方
- ・児童福祉施設等に入所している方 (他の給付により医療費の自己負担がなくなるとき)
- ・生活保護を受給している方
- ・障害者医療費助成の対象となる方
- ・後期高齢者医療制度の対象となる方

(福祉給付金制度による助成が受けられます。)

お問合せ先

区役所保険年金課保険係または支所区民福祉課保険係

8 国民健康保険料の減免

趣旨・内容

国民健康保険に加入している寡婦又はひとり親に該当する人は、申請により次のような減免を受けられる場合があります。減免される額は、その被保険者の均等割額の3割(対象者②に該当する場合は | 割)となります。

※同時に他の減免に該当する場合、保険料の減額を受けた場合などには、この減免が 適用されないことがあります。

対 象 者

前年 12 月 31 日現在、税法上の寡婦又はひとり親(※)に該当する人のうち次のいずれかに該当する人(※11 ページの税の減免の項目を参考にしてください。)

- ①当該被保険者の前年中の総所得金額等が 135 万円以下である。
- ②「均等割額の2割減額」が適用されている世帯に属している。

お問合せ先

区役所保険年金課保険係または支所区民福祉課保険係

9 国民年金保険料の免除・猶予

趣旨・内容

国民年金第 | 号被保険者で寡婦又はひとり親に該当する人は、申請により国民年金保険料が免除・猶予される場合があります。

対 象 者

前年 | 2 月 3| 日現在、税法上の寡婦又はひとり親(※)に該当する人で、前年の所得が | 35 万円以下(令和 3 年 6 月分までを申請する場合は前年所得が | 25 万円以下)である人(※| 1 ページの税の減免の項目を参考にしてください。)

お問合せ先

区役所保険年金課管理係または支所区民福祉課保険係

| 10 | 上下水道料金の減免

母子 父子 寡婦

趣旨・内容

児童扶養手当の支給を受けている世帯(契約者が受給者本人である場合に限る)に、 次のような減免を受けられる場合があります。 (令和4年度)

水道料金	専用、共用ともに か月につき、下記の水道料金を減額します。 (専用)705円 (共用)670円
下水道使用料	専用、共用ともに か月につき、下記の下水道使用料を減額します。 (専用)560円 (共用)530円

- ※上記金額は | か月の税抜金額で、これに消費税相当額を加算した金額を減額します。 | 円未満の端数は、全体のご使用量に対する料金から減額金額を控除した後に切り捨てます。
- ※ご使用量により水道料金・下水道使用料が上記金額に満たない場合は、その料金 全額が減額されます。
- ※専用の料金計算方法については、口径にかかわらず「I3 ミリ」とみなして計算を 行います。

対 象 者

児童扶養手当の支給を受けている世帯(契約者が受給者本人である場合に限る)

お問合せ先

II JR通勤定期特別割引

母子 父子 寡婦

趣旨・内容

区役所・支所が発行する証明書でJR通勤定期乗車券を購入すると、3割引になります。 ※通学定期乗車券は対象外です。

対 象 者

児童扶養手当の支給を受けている世帯の方

お問合せ先



税の減免を受ける

| 2 税の減免

税法上の用語

ひとり親	未婚の方や配偶者と離婚・死別した後婚姻をしていない方又は配偶者が生死不明な方で、次の I ~ 3 のすべてに該当する方 I 前年中の総所得金額等が 48 万円以下(注 I)の生計を一にする子がいる方 2 前年中の合計所得金額が 500 万円以下(注 2)の方 3 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいない方(注 3)
寡婦 (ひとり親 を除く)	夫と離婚した後婚姻をしていない方のうち、次の I ~ 3 のすべてに該当する方 I 子以外の扶養親族がいる方 2 前年中の合計所得金額が 500 万円以下の方 3 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいない方
	夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫が生死不明な方で、次の I 、 2 すべてに該当する方 I 前年中の合計所得金額が 500 万円以下の方 2 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいない方

所得税・住民税の所得控除額

ひとり親	(所得税)35万円	(住民税)30万円
寡婦	(所得税)27万円	(住民税) 26万円

住民税(市・県民税)の非課税

税法上の寡婦又はひとり親の方で、前年中の合計所得金額が135万円以下(注4)の方には住民税(所得割および均等割)が課税されません。

住民税(市・県民税)の減免

税法上の寡婦又はひとり親の方で、前年中の総所得金額等が「135万円」又は「35万円×(扶養親族の数+1)+10万円+32万円」のいずれか多い額に、33万円を加算した額以下の場合は、税額の50%が減免されます。

- (注1) 給与所得のみの場合、収入金額 103 万円以下
- (注2) 給与所得のみの場合、収入金額約677万7千円以下
- (注3) 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がない方をいいます。
- (注4) 給与所得のみの場合、収入金額 204 万 4 千円未満

お問合せ先

お住まいの区を担当する市税事務所

お住まいの区	担当する市税事務所	電話番号	所 在 地
千種区・中区・名東区	栄市税事務所 個人市民税第一係	959-3303	名古屋市栄市税事務所 〒461-8626
東区・北区・守山区	栄市税事務所 個人市民税第二係	959-3304	名古屋市東区東桜一丁目 13 番 3 号 NHK名古屋放送センタービル 8 階
西区・中村区	ささしま市税事務所 個人市民税第一係	588-8004	名古屋市ささしま市税事務所※ 〒450-8626
中川区・港区	ささしま市税事務所 個人市民税第二係	588-8005	名古屋市中村区名駅南一丁目 27番 2号 日本生命笹島ビル 8階
昭和区・瑞穂区・天白区	金山市税事務所 個人市民税第一係	324-9804	名古屋市金山市税事務所 〒460-8626
熱田区・南区・緑区	金山市税事務所 個人市民税第二係	324-9805	名古屋市中区正木三丁目 5番 33号 名鉄正木第一ビル

※ささしま市税事務所は、令和5年 | 月に移転により所在地・連絡先が変わる予定です。

最新情報は、名古屋市公式ウェブサイト(https://www.city.nagoya.jp/)でご確認ください。

貸付を受ける

母子父子寡婦福祉資金貸付金 3

趣旨・対象者

母子家庭・父子家庭及び寡婦家庭の経済的自立等を図るための貸付制度です。

貸付の申請が出来る方(すべての資金において、申請時に連帯保証人が原則必要です。)

- 母子福祉資金
- (1) 20 歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子 又は その扶養している児童
 - (2) 20 歳未満の父母のない児童
 - *児童が借受人となる場合は、法定代理人(親権者・後見人)の同意が必要です。
- 父子福祉資金 (1) 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子 又は その扶養している児童 *児童が借受人となる場合は、法定代理人(親権者・後見人)の同意が必要です。
- 寡婦福祉資金 (1) 子が 20 歳以上になった母子家庭の母 又は その扶養している子 3
 - (2) 40歳以上の配偶者のない女子又はその扶養している子*現に扶養する子のない方には所得制限有。
- ※資金種別ごとに貸付基準があるため、貸付が受けられない場合があります。
- ※貸付の際は、必ず事前相談をしてください。貸付申請から貸付決定(不承認)まで相談・審査にかかる期間が必要となります。 (早めにご相談ください。就学支度資金・修学資金は原則受験の | か月前までに)
- ※原則、すべて無利子です。(資金によっては連帯保証人がいない場合、有利子となるものがあります。)

内容

(令和4年度)

	貸付	计名				
資金の種類	母子父子	寡婦	資金の内容	貸付限度額(以内)	据置期間	償還期間(以内)
事業開始資金	母・父	本人	市内で事業を始めるために必要な 設備、材料、商品等の購入資金 (*複数のひとり親家庭の父母が共 同して事業を始める場合の限度額)	3, 140,000 円 *共同事業 4,710,000 円 自己資金 1/3 以上必要 個人経営のみ/法人経営対象外	l 年	7 年
事業継続資金	母・父	本人	現在市内で経営中の事業を継続するために必要な材料等の購入資金 又は事業の拡張資金	I,570,000 円 自己資金 I/3 以上必要 個人経営のみ/法人経営対象外	6 か月	7 年
技能習得資金 ※貸付期間 5年以内	母・父	本人	就職、事業開始するために必要な知識、技能を習得する際又は高等学校に就学する際に必要な授業料、実習費等の資金	月額 68,000 円 【特別·運転免許 460,000 円】 【特別·一括 816,000 円】	技能習得 期間満了後 I 年	20 年
就職支度資金	母・父 又は 児童	本子対象	就職するために必要な被服、身の回 り品及び通勤用自動車購入資金	100,000 円 【特別·自動車購入 330,000 円】	年	6 年
住 宅 資 金	母・父	本人	現在住んでいる住宅を増改築及び 補修するために必要な資金	1,500,000 円 【特別 2,000,000 円】 自己資金 2 割以上必要	6か月	6年 (特別 7年)
転 宅 資 金	母・父	本人	住居の移転に伴う敷金などの一時 金や運送費にあてるための資金	260,000円	6 か月	3 年
結 婚 資 金 (借受人母·父)	児童	子	扶養している児童・子の婚姻に必要 な資金	300,000円	6 か月	5 年
生活資金	母・父		①技能習得中、②医療介護期間中、 ③離職から 年以内の失業期間中、 ④ひとり親家庭となって 7 年未満の 期間中(*養育費取得のための裁判 等に必要な費用を含む)の生活資金	①月額 141,000 円 ②③④月額 105,000 円 生計中心者でない場合 月額 70,000 円 *養育費取得④の12月相当額	6 か月	①20 年 ② 5 年 ③ 5 年 ④ 8 年
医療介護資金 (借受人: 母・父)	母・父 又は 児童	本子対象	医療又は介護を受けるために必要 な資金で健康保険・介護保険の自己 負担分その他必要経費にあてるた めの資金	医療 340,000 円 【特別 480,000 円】 介護 500,000 円	医療介護 期間満了後 6 か月	5 年
修学資金	児童	子	高等学校、大学、大学院又は専修学 校に就学中の学費等に必要な資金	(13ページの別表参照)	卒業後 6 か月	20 年 (専修(一般)5年)
就学支度資金	児童	子	小学校、中学校、高等学校、大学、 大学院、専修学校、各種学校等へ入 学する際に必要な入学資金	(13ページの別表参照)	卒業後 6 か月	20 年 (専修(一般)、 各種学校等5年)
修 業 資 金 ※貸付期間 5年以内	児童	子	就職、事業開始するために必要な知 識、技能を習得する際に必要な授業 料、実習費等の資金	月額 68,000 円 【特別・高 3 運転免許 460,000 円】	修業期間 満了後 I 年	20 年

反)								
			学 年 別	年	2 年	3 年	4 年	5 年
学本	交 等 種 別		((月額)	(月額)	(月額)	(月額)	(月額)
		国公立	自宅通学	27,000円	27,000円	27,000円		
	高 等 学 校		自宅外通学	34,500円	34,500円	34,500円		
	専 修 学 校(高 等 課 程)	私立	自宅通学	45,000円	45,000円	45,000円		
			自宅外通学	52,500円	52,500円	52,500円		
	高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500円	31,500円	31,500円	67,500円	67,500円
	*豊田工業高等専門学校、		自宅外通学	33,750 円	33,750円	33,750円	76,500円	76,500円
	岐阜工業高等専門学校	私立	自宅通学	48,000円	48,000円	48,000円	98,500円	98,500円
修	など(入学資格:中卒程度)	144 11	自宅外通学	52,500円	52,500円	52,500円	115,000円	115,000円
	專修学校(専門課程)=専門学校	団ハカ	自宅通学	67,500円	67,500円	修学・修業	· 技能習得	 資金は、通常
学	*専門課程:2 年以上に限る	国公立	自宅外通学	78,000円	78,000円	3 か月に	回、4/30(4	
İ	⇔ 年課程は修業資金。就学	<i>1</i> , ±	自宅通学	89,000円	89,000円	月分)、1/1		//15 (10~12 分) に振込み
資	支度資金は1年課程でも可	私立	自宅外通学	126,500円	126,500円	ます。		
		ロハナ	自宅通学	67,500 円	67,500円			
金	短 期 大 学	国公立	自宅外通学	96,500円	96,500円			
(月額)	短 期 大 学	私立	自宅通学	93,500円	93,500円			
額		私立	自宅外通学	131,000円	131,000円			
		国公立	自宅通学	71,000円	71,000円	71,000円	71,000円	
	大 学	国公立	自宅外通学	108,500円	108,500円	108,500円	108,500円	
	大	私立	自宅通学	108,500円	108,500円	108,500円	108,500円	
		144 11	自宅外通学	146,000円	146,000円	146,000円	146,000円	
	大 学 院	修士	課程	132,000円	132,000円		修学・修	業・技能習得
	八 子 优	博 士 課 程		183,000円	183,000円	183,000円		年 4 月に新年 証明書を提出
	専修学校(一般課程) *一部 <i>0</i>)被服科等	の学校が該当	51,000円	51,000円		されない されませ	と振込は継続
	小 学 校			64,300	V	上 一 次人		
	中 学 校			81,0001	16日(支度資金などの 2~4 月は 16	日または末日	
就	専修学校(一般課程)	自宅通学		150,000円 合は直前の平日)に振込み 申請~振込までに か月程			いかります。	
学	4 10 1 1人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人	自宅外通	学	160,000 [円		7 7111 × 10.1	4 / 4 / 8
支	高 等 学 校	国公立	自宅通学	150,000 [円 私 立	自宅通学		410,000円
度	専 修 学 校(高 等 課 程)		自宅外通学	160,000 1		自宅外通	学	420,000円
資	高 等 専 門 学 校 大		自宅通学	410,000 1	円	自宅通学		580,000円
金	短 期 大 学	国公立	自宅外通学	420,000 [私	自宅外通常	 	590,000 円
ł	専修学校(専門課程)=専門学校 大 学 院	国公立		380,000 F	円 私 立	<u> </u>		590,000 円
一括	修学施設(各種学校等)	自宅通学		272,000 1		-		570,00013
括)	※高等学校卒業者	自宅外通		282,000 1				
	修学施設(各種学校等)	自宅通学		150,000 [_
1	※中学校卒業者	自宅外通学		160,000 1	円			

[※]国の高等学校(大学や専門学校等)の修学支援新制度により、授業料等の減免と給付型奨学金の支給を受けている場合は、 上記の貸付限度額から新制度の決定額を控除した額を、貸付限度額とします。

(修学支援新制度については、通学先 (進学先) の学校や、文部科学省及び日本学生支援機構のホームページをご確認ください。

(次のページもご覧ください)

(注) | 特別貸付の適用基準

技能習得資金(運転免	就職先で自動車運転免許の取得が必要となる場合
許)	
技能習得資金(一括)	専門学校等に入学する場合で、入学時や年度初めの必要経費が月額を超えると認められる場合
就職支度資金	就職に際し、通勤のために自動車購入が必要と認められる場合
住宅資金	災害等により特に必要と認められる場合又は老朽等による増改築を行う場合
医療介護資金	所得税非課税世帯の場合
修業資金(運転免許)	児童(高校3年在学時)が、就職先で自動車運転免許の取得が必要となる場合

2 償 還

- (1) 償還…月賦、半年賦、年賦のいずれかによる
- (2) 違約金(延滞金)…延滞した元利金額に対し、延滞期間に応じ年3%(平成27年4月1日から令和2年3月31日までは年5%、平成27年3月31日までは年10.75%)の割合で発生
- 3 生活資金
- (1) 生活資金④「ひとり親家庭になって7年未満の期間中」の貸付対象は、母子・父子のみ(寡婦は対象外)
- (2) 生活資金は、必要と認められる場合、別途3か月分を一括交付することも可

お問合せ先

区役所民生子ども課民生子ども係または支所区民福祉課保護・子ども係

14 交通遺児関連貸付制度

母子 父子 寡婦

趣旨

交通事故により死亡又は重度の後遺障害が残った家庭の児童に対する貸付制度(すべて 無利子)です。

対象者·内容

対象者	0 歳~中学生 (自動車事故に限る)
一時金	155,000円
月額	I 万円、2 万円か ら選択
小中学校 入学支度金	44,000円
白動由東坎大	计 第 継 構

お問合せ先

自動車事故対策機構 名古屋主管支所 TEL 218-3017

対象者	高校生~(申込時 25 歳まで)		
学 校	奨学金(月額)	入学一時金	
高等学校	2万円、3万円、	20 万円、40 万円、	
高等専門学校(1から3年) 大学・短期大学 高等専門学校	4 万円から選択 4 万円、5 万円、 6 万円から選択	60 万円から選択 40 万円、60 万円、	
(4、5年)	(内2万円は給付)	80 万円から選択	
大 学 院	5 万円、8 万円 10 万円から選択 (内2万円は給付)	I	
専修学校専門課程・各種学校	4 万円、5 万円、 6 万円から選択 (内 2 万円は給付)	40 万円、60 万円、 80 万円から選択	
専修学校高等課程	2万円、3万円、 4万円から選択	20 万円、40 万円、 60 万円から選択	

交通遺児育英会(奨学課)

TEL 03-3556-0773

フリーダイヤル TEL 0120-521286

仕事を探す・スキルアップする

I 5 高等職業訓練促進給付金

母子 父子 寡婦

趣旨・内容

就職・転職に必要な国家資格を取得するために、I年以上養成機関で修学する場合、 期間中の生活の安定を図るために、一定期間給付金を支給します。

	看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、
	保健師、助産師、理容師、美容師、栄養士、調理師、製菓衛生師、
対 象 資 格	その他の国家資格で特に経済的自立に必要なもの
	(※)令和 4 年度に限り、デジタル分野等の民間資格(6か月以上の修学
	を要するもの)まで対象が拡充されました。
支給期間	修学期間の全期間(上限4年)
文 和 朔 间	※支給期間は、資格取得に必要な期間から判断します。
	市民税非課税世帯 月額 100,000 円、市民税課税世帯 月額 70,500 円
支 給 額	なお、修学期間の最後の I2 か月は、支給額が増額されます。
	市民税非課税世帯 月額 140,000 円、市民税課税世帯 月額 110,500 円
	4月 日~4月30日、10月 日~10月31日(ともに土日・休日を除く)
申請受付期間	上記以外の期間は受付できません。
中胡文门知间	ただし、(※)に定める資格のみ、令和5年3月まで随時申請受付可能です。
	また、申請を希望する場合は、事前相談が必要です。
修了支援給付金	修了後、1回のみ修了支援給付金を支給
16 1 又12 和 11 亚	(市民税非課税世帯 50,000円、市民税課税世帯 25,000円)

対 象 者

次の要件をいずれも満たす方。修学先の学校を決定する前に事前相談が必要です。

- ① 市内在住の20歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の母及び父
- ② 児童扶養手当受給者又は同等の所得水準の方 (母及び父の所得が児童扶養手当における所得制限限度額未満の方)
- ③ 適職に就くために、対象資格を取得することが必要と認められる方
- ④ 過去に高等職業訓練促進給付金(高等技能訓練促進費)を受給していない方

お問合せ先

I 6 高等職業訓練促進資金貸付事業

母子 父子

寡婦

趣旨・内容

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、資格の取得を目指すひとり親 家庭の母及び父の修学を容易にするため、入学準備金・就職準備金を貸し付けます。

貸付金の種類	貸付額	申請期限	
入学準備金	上限 50 万円	養成機関に入学した日から起算して II 月を経過した日の属する月の末日	
就職準備金	上限 20 万円	養成機関を卒業した日又は資格を取得した日のいずれか遅い 日から起算して 月を経過した日の属する月の末日	

- ※いずれも無利子です。(保証人がいない場合は有利子)
- ※卒業から I 年以内に資格を活かして就職し、5 年間その職に従事した時は、 貸付金の返還を免除します。

対 象 者

名古屋市から高等職業訓練促進給付金を受給するひとり親家庭の母及び父 (実施団体である社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会が審査・貸付を行います。)

お問合せ先

区役所民生子ども課民生子ども係または支所区民福祉課保護・子ども係 社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会 TEL 915-8862 住所 北区金田町 3 丁目 11

I7 自立支援教育訓練給付金

母子 父子 寡婦

趣旨・内容

事前に指定を受けた講座を受講すると、受講料の一部が助成されます。

対象講座	①雇用保険の一般教育訓練給付の指定講座 ②雇用保険の特定一般教育訓練給付の指定講座 ③雇用保険の専門実践教育訓練給付の指定講座(専門資格の取得を目指す講座 に限る)		
支給額	※ 万2千円未満は支給できません。		
	雇用保険の教育訓練給付制度による 給付金を受けることができない方	入学金、受講料の 60% (上限 20 万円) ※ただし、上記③を受講する場合の上限 は修業年数×40 万円 (最大 160 万円)	
	雇用保険の教育訓練給付制度による 給付金を <u>受給する方</u>	上記の金額から、雇用保険の教育訓練給 付制度による給付金額を差し引いた額	
事前指定	受講開始前に区役所・支所で受講予定の講座の指定を受ける必要があります。		

対 象 者

次の要件をいずれも満たす方。

事前相談及び受講開始前に講座の指定を受ける必要があります。

- ①市内在住の20歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の母及び父
- ②児童扶養手当受給者又は同等の所得水準の方 (母及び父の所得が児童扶養手当における所得制限限度額未満の方)
- ③講座を受講することが、安定した就労に結びつくと認められる方
- ④過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない方

お問合せ先

18 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

母子 父子 寡婦

趣旨・内容

高等学校卒業程度認定試験の合格のため、事前に指定を受けた講座を受講する場合に 受講料の一部が助成されます。

	高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座
対象講座	※高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単
八条两庄	位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる
	場合は対象外です。
	【①受講開始時給付金】
	入学金、受講料の 30%(上限7.5万円。ただし、4千円未満は支給できません。)
支給額	【②受講修了時給付金】
义 和 贺	入学金、受講料の 40%から①を差し引いた金額(上限①とあわせてⅠ0万円)
	【③合格時給付金】
	入学金、受講料の 20%(①②とあわせて上限 I5 万円。)
事前指定	受講開始前に受講予定の講座の指定を区役所・支所で受ける必要があります。

対 象 者

次の要件をいずれも満たす方。

事前相談及び受講開始前に講座の指定を受ける必要があります。

- ① 市内在住の 20 歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の母及び父並びにその扶養 している児童
- ② 児童扶養手当受給者又は同等の所得水準の方 (母及び父の所得が児童扶養手当における所得制限限度額未満の方)
- ③ 講座を受講することが、安定した就労に結びつくと認められる方
- ④ 過去に高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金を受給していない方
- ※高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格 を取得している方は対象外です。

お問合せ先

区役所民生子ども課民生子ども係または支所区民福祉課保護・子ども係

19 住宅支援資金貸付事業

母子 父子 寡婦

趣旨・内容

自立に向けて意欲的に取り組み、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方に、家賃を貸し付けます。

貸付額	貸付期間
家賃実費(月額上限4万円)	2ヶ月まで

- ※無利子です。
- ※下記の①又は②に該当する場合は、貸付金の返還を免除します。
- ①現に就業していない方が、貸付から | 年以内に就職し、 | 年間就労を継続する。
- ②現に就業している方が、貸付から | 年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、 | 年間就労を継続する。

対 象 者

児童扶養手当の支給を受け、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方

お問合せ先

名古屋市ひとり親家庭就業自立支援センター ジョイナス.ナゴヤ TEL 252-8824 社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会 TEL 915-8862

20 就業支援講習会

母子 父子 寡婦

趣旨・内容

ひとり親家庭の就業支援を目的とした講習です。

| 年を3回に分けて開催し、5・8・|| 月に募集をします。(募集時期については、「広報なごや」等でお知らせします。)

()パソコン等	パソコン講習、介護職員初任者研修、簿記 3 級、医療事務、医薬品登
技術習得講習	録販売者講習、調剤薬局事務など、就職に有利な技術・資格の取得を
1火1川 白 行 碑 白	支援する講習会を行います。
②生活ステップ	家族とあなたのために考えるお金の勉強会(ライフプラン)とおうち
アップ講習	で仕事を始めたい人のための勉強会(在宅就業ガイダンス)の2つが
アック碑首	あります。

※日程等は区役所・支所、ジョイナス.ナゴヤで配布する「募集要領」をご覧ください。

対 象 者

ひとり親家庭の母及び父並びに寡婦の方

(一部の講習会は、離婚調停中・離婚裁判中の方も参加できます。)

お問合せ先

区役所民生子ども課民生子ども係または支所区民福祉課保護・子ども係 名古屋市ひとり親家庭就業自立支援センター ジョイナス.ナゴヤ TEL 252-8824 FAX 252-8842

2 | 製造たばこの小売販売業の申請

母子 父子 寡婦

趣旨・内容

製造たばこの小売販売業の申請

お問合せ先

東海財務局理財部理財課

TEL 951-2546

住まいを探す

22 ひとり親世帯向け公営住宅の入居募集

市営住宅

母子 父子 寡

趣旨

名古屋市営住宅及び愛知県営住宅では、一般募集の他に、ひとり親世帯向けの募集を行っています。

対象者·内容

人居できる	住宅に困窮している 20 歳未満の子があるひとり親家庭の方。ただし、
入店(さる ち	前年の収入が一定額以上あるときは入居できません。
IJ	※市営住宅は、応募者多数の場合は抽選となります。

(例)給与所得者が | 人の場合(総収入でみる収入基準額早見表)

	2 人世帯	3人世帯	4 人世帯
	(同居扶養親族数 人)	(同居扶養親族数2人)	(同居扶養親族数3人)
原則階層	3,511,999 円まで	3,995,999 円まで	4,471,999 円まで
裁量階層	4,363,999 円まで	4,835,999 円まで	5,311,999 円まで

(注)原則階層 裁量階層以外の世帯

裁量階層 中学校修了前の子どものいる世帯、障害者世帯など

敷金・家賃 所得月額に応じ、敷金・家賃の10%~30%が減額される場合があります。	入居募集の 時 期	【令和4年度】 ※「広報なごや」5・10月号にも掲載します。 第1回 令和4年6月1日~6月14日 第2回 令和4年11月1日~11月15日
10) 心 台 1~2月1日日前は、ケキオモボルコマのがたに生しし早立した節しす。	敷金・家賃 の 減 額	所得月額に応じ、敷金・家賃の 10%~30%が減額される場合があります。 ※所得月額は、公営住宅法施行令の規定に準じて算出した額です。

県営住宅	
入居できる 方	住宅に困窮している 20 歳未満の子があるひとり親家庭の方。 ※抽選で優遇される福祉枠(母子世帯又は父子世帯)にお申込みできます。ただし、前年の収入が一定額以上あるときは入居できません。
入居募集の 時 期	年3回の定期募集(抽選)と常時募集(先着順)を行っています。
家賃の減額	所得月額に応じて、家賃の 10%~50%が減額される制度があります。 ※所得月額は、公営住宅法施行令の規定に準じて算出した額です。

お問合せ先

区役所民生子ども課民生子ども係または支所区民福祉課保護・子ども係 詳しくは 市営住宅の福祉向募集(ひとり親世帯向) 子ども未来企画室 TEL 972-2522 市営住宅の一般募集 名古屋市住宅供給公社 TEL 523-3875 県営住宅 愛知県住宅供給公社 TEL 973-1791

23 母子生活支援施設

母子 父子 寡婦

対象者·内容

保護が必要な母子家庭(18歳未満の児童とその母)の母子が入所して自立を図ります。

施設名	定員	施設名	定 員
名古屋市五条荘	30 世帯	名古屋市にじが丘荘	30 世帯
名古屋厚生会館愛のホーム	30 世帯	愛 知 昭 和 荘	30 世帯
愛知しらゆり荘	20 世帯		

お問合せ先

子育て支援を受ける

24 子どもの短期入所生活援助(ショートステイ)事業

母子 父子

寡婦

趣旨・内容 対 象 者 保護者の社会的な理由により一時的に家庭での子育てが困難になった時に、原則として一週間を限度として、乳児院・児童養護施設・里親宅でお子さんをお預かりします。

· .					
対		象	市内に住所を有する 18 歳未 日まで)の児童	満(18 歳に到達する日以降の最初の 3 月 31	
理	т 4	н	由	病気、出産、看護、事故、災	害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校等の
上 田	公的行事への参加				
利	用	料	Ⅰ日あたり 0円~5,350円		
			·	•	
 施 設	おおむね2歳未満児の場合	乳児院(市内 4か所)、里親宅			
	2歳以上の場合	児童養護施設 (市内 13 か所)、里親宅			

お問合せ先



25 ひとり親家庭等生活支援事業

母子	父子	寡婦
----	----	----

趣旨・内容

20 歳未満の児童を扶養されているひとり親家庭の方又は寡婦の方などが日常の生活にお困りの場合に、以下のサービスを提供します。

- (1) 生活援助 ご自宅にヘルパーが訪問し、家事や介護のお手伝いを行います。
- (2) 子育て支援 名古屋市と契約している保育施設で、児童を一時的に預かります。

(4) 月月(又)		くて、 九里と 一時間に頂がります。
	生活援助(ヘルパー派遣)	子育て支援(児童の預かり)
サービス内容	食事、排泄、入浴などの介護 調理、洗濯、掃除、買物などの家事	名古屋市が指定する保育施設にて 一時的な児童の預かり
利用できる期間	件の利用につき、下記「対象者」欄の ①の場合は 0 日以内(通算して 30 日まで延長可) ②の場合は当該ひとり親家庭となって 3 年以内 ③の場合は乳幼児又は小学校に就学する児童を養育している間	
利 用 日	2月3 日~ 月3日を除く日	
利用時間帯	午前 8 時~午後 8 時の間 (日曜日は午前 9 時~午後 5 時の間)	午前8時~午後10時の間
利用回数など	週6日以内・1日3時間以内	週6日·18時間以内 (1日2時間以上)
費用負担	世帯の前年所得(I 月から6月までの利用は前々年所得)等に応じ、I 時間あたり下記の金額を負担していただきます。 直前にキャンセルした場合はキャンセル料が発生します。 【A:生活保護世帯・市町村民税非課税世帯、B:A以外で、児童扶養手当支給水準世帯、C:A、B以外の世帯】 A・・・ 0円	
	A··· 0円 B··· 150円 C··· 300円	A・・・0円B・・・70円C・・・150円※2名以上の児童を預ける場合は費用負担が増加します。

対 象 者

① ひとり親家庭(※)の方又は同居している祖父母の方、寡婦又は寡婦と同居している父母の方が次の事由に該当し、一時的に生活に支障がある場合

事 由

病気、事故、出産、冠婚葬祭、旅行(年4回まで)、災害、出張、学校等の公的行事への参加、看護、失踪、転勤、自立促進のために必要な事由(技能習得のための通学、就職活動など)、残業

- ② ひとり親家庭(※)となって3年以内で日常生活に援助が必要な場合
- ③ 乳幼児又は小学校に就学する児童を養育するひとり親家庭(※)が就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合
 - (※)両親のいない児童とその養育者の方も対象になります。

お問合せ先

子どもの教育費を確保する

26 就学援助等

母子 父子 寡婦

趣旨・内容 対象 者

お子さんが通っている学校種別に応じて、次の援助が受けられます。

833 6703 263 6	いる子次性別に応じて、人の扱助が支げら	7108 70
学校区分	対 象	援助内容
幼稚園(私立)	年収 360 万円未満相当世帯の方、 小学校3年生から数えて第3子以降の子ど ものいる世帯、生活保護世帯等	副食費を補助
小・中学校(市立)	児童扶養手当の受給者、一定の所得未満の 世帯の方	給食費・学用品費・修学 旅行費等を補助
小・中学校(私立)	生活保護世帯、家計急変による一定の所得 未満の世帯の方	授業料を補助
中学校(市立·国 立·私立)(※注)	一定の所得未満の世帯の方	高等学校入学準備金の貸 付
	児童扶養手当を全額受給 (全部支給) して いる方、市民税所得割額非課税世帯等	入学料を免除
高校(市立・県立)	「市民税の課税標準額×6%-調整控除の額×3/4」が30万4,200円未満の世帯の方	就学支援金により 授業料無償
	生活保護世帯、県民税及び市民税所得割額 非課税世帯	奨学給付金を支給
高校 (私立)	「市民税の課税標準額×6%-調整控除の 額×3/4」が 27 万 300 円未満の世帯の方	入学料を補助
	「市民税の課税標準額×6%-調整控除の額×3/4」が30万4,200円未満の世帯の方	就学支援金・授業料補助により 授業料無償又は一部補助
	生活保護世帯、県民税及び市民税所得割額 非課税世帯	奨学給付金を支給
高校(市立·県立· 国立·私立)(※注)	市民税所得割額非課税世帯	給付型奨学金を支給

※児童扶養手当の受給者以外の方でも、所得に応じて援助を受けられる場合があります。

お問合せ先

お子さんが通っている幼稚園・学校

または下記連絡先

・私立(幼稚園) …名古屋市教育委員会学事課 TEL 972-3219 ・市立(小・中学校・高校) …名古屋市教育委員会学事課 TEL 972-3217 ・私立(小・中学校授業料補助、高校入学料・授業料補助) ・・愛知県私学振興室助成グループ TEL 954-6187 ・県立(高校・就学支援金・入学料免除) ・・愛知県教育委員会財務施設課 TEL 954-6762

・県立(高校・奨学給付金) …愛知県教育委員会高等学校教育課 TEL 954-6785

・私立(高校・奨学給付金) …愛知県私学振興室奨学グループ TEL 954-7477

(※注) この制度については、名古屋市教育委員会学事課へお問合せください。

子どもの学びや社会体験の機会を利用する

27 中学生の学習支援事業

母子 父子 寡婦

趣旨・内容

ひとり親世帯等を対象に、ひとりひとりの学習レベルに沿った支援を通して、学習習慣 を身に付けることや高校進学などを目指す学習会を行います。

参 加 費	無料
定 員	各会場 12 名
実施内容	週2回タイプ(回2時間)、週 回タイプ(回2時間)
募集の時期	5月。詳しくは、「広報なごや」でお知らせします。 なお、随時募集を行う場合もあります。

対 象 者

市内在住の中学生で次のいずれかの世帯に属する方

- ①児童扶養手当受給世帯及びひとり親家庭等医療費助成対象世帯等
- ②生活保護受給世帯等

お問合せ先

子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室

TEL 972-3199

28 ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業

母子 父子 寡婦

趣旨・内容

ひとり親家庭の子どもに対して、学校でも家庭でもない第3の居場所を提供します。

参 加 費	無料
実施場所	市内4か所

対 象 者

市内在住のひとり親家庭の小学5年生から中学3年生までの方等

お問合せ先

子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室

TEL 972-3199

29 文化・スポーツ交流事業

母子 父子 寡婦

趣旨・内容

ひとり親家庭の親子を対象に、親同士・親子の交流や将来の職業選択のきっかけと なるようなプロの世界を体験することを目的とした、親子での体験・鑑賞事業を行い ます。

事業の種類	音楽や伝統芸能等の文化的事業や、サッカー等のスポーツの 体験及び鑑賞
募集の時期	「広報なごや」に掲載します。

対 象 者

市内在住のひとり親家庭の母子、父子の方

お問合せ先

子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室 TEL 972-2522

30 ひとり親家庭休養ホーム事業

母子 父子 寡婦

趣旨・内容

ひとり親家庭の方に親子そろって旅行やレクリエーションを楽しんでいただくため、 指定の宿泊施設や日帰り施設を利用できます。

【利用回数】 | 年度(4月 | 日から翌年3月3|日まで)あたり | 回 【利用料金】

宿泊施設	I 泊 2 日の基本料金が無料 ※ただし、冷暖房費、特別料理注文分等とそれらにかかる消費税や 入湯税は自己負担です。(施設により異なります。)
日帰り施設	入場料金などが無料 ※施設により対象料金は異なり、自己負担が発生する場合があります。

対 象 者

名古屋市ひとり親家庭手当(※)を受給しているひとり親家庭の母子又は父子、 両親のいない児童と養育者

なお、毎年8月に行われる名古屋市ひとり親家庭手当の所得状況届の審査の結果、 支給が全部停止となった方は、その年の | | 月 | 日以降は利用申込できません。

(※) 名古屋市ひとり親家庭手当は支給期間が3年間の手当ですので、休養ホームの利用も原則3年間限定の利用となります。

名古屋市ひとり親家庭手当については、4~6ページをご覧ください。

お問合せ先

区役所民生子ども課民生子ども係または支所区民福祉課保護・子ども係

(令和 4 年度指定施設)

	施設名						j	听 右	E 地	3		連絡先電話番号		
宿	ね	ざ	ď	<i>b</i>	ホ	テ	ル	長	野	県	上	松	町	0264-52-2245
泊	国	民 宿	舎	奥	浜	名	湖	静	岡	県	浜	松	市	053-522-1115
施	名	古屋下	节 民	おん	たじ	ナ休暇	艮村	長	野	県	王	滝	村	0264-48-2111
設	静	岡県	立系	柒 林	公 園		家	静	岡	県	浜	松	市	053-583-0090
日	ナ ガ シ マ ス パ ー ラ ン ド (ジャンボ海水プール開設期間のみ)					Ξ	重	県	桑	名	市	0594-45-1111		
帰	日(江	本 モ 遊 園	: ン 地)	, +	– ,	パー	2	愛	知	県	犬	山	市	0568-61-0870
IJ	リ	٢	ル	ワ	-	ル	ド	愛	知	県	犬	山	市	0568-62-5611
施	名	古	屋	港	水	族	館	名	古	屋	市	港	区	052-654-7080
設	IJ	=	ア	•	鉄	道	館	名	古	屋	市	港	区	052-389-6100
	レ	ゴラ	ン	ド・	ジ	ヤパ	ン	名	古	屋	市	港	区	0570-05-8605

3 I 市有施設優待利用事業

母子 父子 寡婦

趣旨・内容

ひとり親家庭の親子を対象に、市有施設の入場料を優待します。

対象施設	名古屋城、東山動植物園、市科学館、市美術館、市博物館(蓬左文庫を含む) ※市科学館のプラネタリウムは有料です。
優待内容	対象施設を利用する際の入場料金が無料(常設展に限る)
利用方法	お住まいの区の区役所民生子ども課民生子ども係(支所管内にお住まいの方は支所区民福祉課保護・子ども係)で優待券を受け取り、必要事項を記入のうえ、ご利用ください。 ※親子同時での利用に限ります。 (親のみ又は子のみの利用はできません。) ※優待券の受け取り・ご利用には児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療証の提示が必要です。
利用回数	年間(月から翌 0 月)あたり最大 6 回まで ※優待券は随時申請いただけますが、有効期限は毎年 0 月までです。 次の新しい優待券は 月以降の交付となります。

対 象 者

市内在住の児童扶養手当の支給を受けている世帯及びひとり親家庭等医療費助成を 受けている世帯

お問合せ先



主な相談窓口

32 ひとり親家庭の福祉に関する総合相談

母子 父子 寡婦

趣旨・内容

母子・父子自立支援員、ひとり親家庭応援専門員等の職員が、ひとり親家庭の福祉に関する相談(経済上のこと・住宅のこと・子どものこと・悩みごと等)や、仕事のスキルアップや求職活動に関する支援などを行っています。

対 象 者

ひとり親家庭の母及び父並びに寡婦の方

お問合せ先

区役所民生子ども課民生子ども係または支所区民福祉課保護・子ども係

33 こころの休けい室(心理カウンセリング)

母子 父子 寡婦

趣旨・内容

臨床心理士がこころの悩みの相談に応じます。(要予約)

【相談受付時間】水・金・土曜日(祝日・年末年始は除く) 13 時~16 時

対 象 者

ひとり親家庭の母、父及び児童(就業への意欲のある20歳未満の方)、寡婦の方

お問合せ先

名古屋市ひとり親家庭就業自立支援センター ジョイナス.ナゴヤ

TEL 252-8824

3 4 電話相談

母子 父子 寡婦

趣旨・内容

ひとり親家庭の方の生活全般にわたる各種相談に応じています。

【相談受付時間】月・水・金曜日(祝日・年末年始は除く) 10 時~16 時

対 象 者

ひとり親家庭の母及び父並びに寡婦の方

お問合せ先

愛知母子・父子福祉センター

TEL 915-8886

35 名古屋市ひとり親家庭就業自立支援センター ジョイナス.ナゴヤ

母子 父子 寡婦

趣旨・内容

ひとり親家庭の方の仕事に関する相談、職業紹介など仕事探しを応援しています。 また、パソコン講習などの就業支援講習会の実施や各種セミナー・交流会を開催し、 仲間づくりの場の提供や、公式 LINE やホームページによる情報発信も行っています。 キッズコーナーもあり、お子様と一緒にご利用できます。

【開所日時】月~金曜日 10 時~18 時、土曜日 10 時~16 時 (日曜日・祝日・年末年始は除く)

(1)	職業紹介	企業や官公庁の求人情報をもとに仕事を紹介します。
2	就業相談	専任のキャリアカウンセラーが就職などに関する相談に応じます。 履歴書の書き方や面接試験の準備の方法などもアドバイスします。 ※区役所・支所での出張カウンセリングも行っています。また、電話 やメールでの相談にも応じます。お気軽にご相談ください。
3	こころの休けい 室(心理カウン セリング)	仕事するにあたってのさまざまなこころの悩みについて、臨床心理士 が相談に応じています。(詳しくは、26ページをご覧ください、)
4	就業支援講習会	就職に有利な知識・資格を取得するための講習会を開催しています。 (詳しくは、18ページをご覧ください、)
5	セミナー・ 交流会	情報交換や子育ての悩み等に関するセミナーなどを行っています。仲 間づくりのための場の一つとなっています。

ジョイナス.ナゴヤ公式 LINE

交流会・講習会・求人情報・お役立ち情報等さまざまな情報を 配信しています。せひ、ご登録ください。



ジョイナス.ナゴヤ公式 LINE

対 象 者

ひとり親家庭の母及び父並びに寡婦の方

※②③は、ひとり親家庭の児童(就業への意欲のある 20 歳未満の方)もご利用いた だけます。

お問合せ先

名古屋市ひとり親家庭就業自立支援センター ジョイナス.ナゴヤ TEL 252-8824 FAX 252-8842

中区栄3丁目13-20 栄センタービル6階(ナディアパーク向い)

https://www.joinas-nagoya.jp

メールでのお問合せやご相談は、 ジョイナス.ナゴヤホームページの【就業相談】から。 ジョイナス.ナゴヤ ホームページ



36 仕事の相談窓口

窓口	交通機関	相談できる内容
ハローワーク名古屋東 名東区平和が丘一丁目 2 番地 TEL 774-1115	市バス猪高車庫	就職を希望する方に対して、年齢、性別な どにかかわらず、職業相談、職業紹介など
ハローワーク名古屋中 中区錦 2-14-25 ヤマイチビル TEL 855-3740	地下鉄 伏見	のサービスを無料で行っている国の機関 です。 ハローワーク名古屋東にはマザーズコー
ハローワーク名古屋南 熱田区旗屋二丁目 22-21 TEL 681-1211	地下鉄神宮西	ナーがあり、お子様連れでも相談しやすい 施設です。
ハ あいちマザーズハローワーク ロ 中区錦 2-14-25 ヤマイチビル ワ TEL 855-3780	地下鉄 伏見	子育てをしながら、就職を希望する方を対象としたハローワークです。 (キッズコーナーあり)
ク関 関連 連施 施 設ハローワークプラザなるみ 場区鳴海町字向田 I-3 名鉄鳴海駅 2 階 TEL 629-4151	名鉄鳴海	正社員、パートを問わず、就職を希望する 方に対して、求人情報の提供や職業紹介・ 職業相談を行っています。
あいち労働総合支援フロア 中村区名駅四丁目 4-38 ウインクあいち 17 階 (職業相談) TEL 533-0890 (内職相談) TEL 562-5016 (職業適性相談) TEL 485-7155	地下鉄名古屋	職業相談:正社員、パートを問わず、就職を希望する方に対し、求人情報の提供や職業紹介・職業相談を行っています。 内職相談:内職の紹介を受けられます。 職業適性相談:職業適性や職業選択についての相談や就職活動のアドバイスを 受けられます。
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部 中区錦一丁目 10-1 MIテラス名古屋伏見 4F TEL 221-8755	地下鉄伏見	就職を希望する方が受けられる無料の職業訓練(求職者支援訓練)を実施する民間教育機関を支援しています。就職に役立つ知識やスキルを身に付けることができますので、ご興味のある方は各ハローワークにご相談ください。
なごやジョブサポートセンター 千種区吹上二丁目 6-3 名古屋市中小企業振興会館 6 階 TEL 733-2111	地下鉄吹上	名古屋市が設置する就職相談窓口です。専門相談員による就職相談、職業紹介のほか、就職準備セミナー等を行っています。 キッズコーナーがあり、子育て中の求職者にご利用いただけます。
なごや若者サポートステーション 北区柳原三丁目 6-8 青少年交流プラザ内 TEL 700-2396	地下鉄名城公園	若年無業者(概ね 15 歳~49 歳)等を対象 とした自立に関する相談窓口です。専任の キャリアコンサルタントによる支援を行っています。

37 女性のための総合相談

母子

父子

寡婦

趣旨・内容

家庭や職場、地域などで女性が直面するさまざまな問題(家族、職場の人間関係、 暴力の悩みなど)の相談に応じています。

- ▶女性の専門相談員が一緒に考えます。
- ▶電話相談の上、相談者の希望と必要に応じ面接相談を利用できます。 また、面接相談の後、必要に応じ弁護士や医師などによる専門相談も利用できます。 (いずれも予約制・無料)
- ▶面接・専門相談時には託児制度が利用できます。(予約制・実費 40 円負担あり) 【相談日時】月・火・金・土・日曜日 10 時~16 時

水曜日 10 時~13 時/18 時~20 時

※休室日 毎週木曜日(祝日のときは翌金曜日も)、祝日、年末年始

対 象 者

すべての女性の方

お問合せ先

イーブルなごや相談室

TEL (専用ダイヤル) 321-2760 (つながろう)

住所 中区大井町 7-25 (名古屋市男女平等参画推進センター)

38 女性の悩みごと相談

母子

父子

寡婦

趣旨・内容

様々な悩みを抱える女性の相談に応じ、必要な情報提供等の支援をしています。 【相談受付時間】月〜金曜日(祝日・年末年始は除く)

※時間については各区役所・支所へお問い合わせください。

対 象 者

すべての女性の方

お問合せ先



39 女性悩みごと電話相談

母子 3

父子

寡婦

趣旨・内容

女性相談員が、女性の抱える悩みごとや心配ごと(家庭内の不和、暴力、離婚、 男女問題、人に言えない悩みなど)の相談に応じ、一緒に問題解決の方法を考え、 安心して生活ができるようお手伝いします。(無料)

【相談受付時間】月~金曜日 9時~21時(祝日・年末年始は除く)

土・日曜日 9時~16時(祝日・年末年始は除く)

※ただし、設備点検等を実施する一部月曜日は休みになります。

対 象 者

すべての女性の方

お問合せ先

愛知県女性相談センター

TEL (専用ダイヤル) 962-2527

40 名古屋市男性相談

母子

父子

寡婦

趣旨・内容

男性専用の相談で、家族や仕事、人間関係の悩みなどについて男性の相談員が 一緒に考えます。

【電話相談時間】水曜日 18 時~20 時(祝日・年末年始は除く)

毎月第4日曜日 10時~12時(祝日・年末年始は除く)

【面接相談時間】毎月第4木曜日 18時~20時(祝日・年末年始は除く)

(予約制。電話相談の上、必要に応じて面接相談を行います)

対 象 者

すべての男性の方

お問合せ先

相談専用ダイヤル TEL 050-3537-3644

4 | 配偶者からの暴力(DV)相談

母子

父子

寡婦

趣旨・内容

配偶者からの暴力(DV)に関する相談に応じています。

名古屋市 DV 被害者

【相談受付時間】月~金曜日 10 時~17 時(祝日・年末年始は除く) SNS 相談事業

名古屋市 DV 被害者ホットライン事業 TEL 232-2201

生年松1+8全ノ) 🤻

【相談受付時間】土曜日・日曜日・祝日 10 時~18 時(年末年始は除く)

名古屋市 DV 被害者 SNS 相談事業 URL:https://dv.city.nagoya.jp

【相談受付時間】水曜日: |7 時~22 時、土曜日: |2 時~|7 時(年末年始は除く)

対 象 者

配偶者からの暴力(DV)被害者の方等

お問合せ先

名古屋市配偶者暴力相談支援センター

TEL 351-5388

※配偶者には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者等を含みます。 また、配偶者からの暴力には、当該配偶者であった者から引き続き受ける暴力も含みます。

42 児童相談

母子 父子 寡婦

趣旨・内容

18歳未満の子どもに関する相談全般に応じています。

お問合せ先

名 称	時間	担当区域	住 所	TEL (時間外連絡先)
名古屋市中央 児童相談所	月~金曜日	千種、東、北、中、 昭和、守山、名東	昭和区折戸町4丁目16	757-6111 (757-6112)
名古屋市西部 児童相談所	(年末年始・ 祝日を除く) 8時 45 分 ~17 時 15 分	西、中村、熱田、 中川、港	中川区小城町 丁目 -20	365-3231 (365-3252)
名古屋市東部 児童相談所		瑞穂、南、緑、 天白	緑区鳴海町字 小森 48-5	899-4630 (899-4631)

43 名古屋市子どもの権利相談室 なごもっか

母子 父子 寡婦

趣旨・内容

子どもの権利に関する悩みや困りごとについて、子どもが自分で決めることを大切に、 子どもにとって一番良い解決を一緒に考えます。

【相談時間】 月・火・金曜日 11 時~19 時(受付は 18 時 30 分まで)

木曜日 11 時~20 時(受付は 19 時 30 分まで)

土曜日 11 時~17 時(受付は 16 時 30 分まで)

※いずれの曜日も祝日、年末年始は除く。

※令和4年(2022年)7月21日より木曜日の相談時間を22時まで延長

予定(受付は21時30分まで)

対 象 者

18 歳未満の方(高校在学中の人も含む)

お問合せ先

子ども専用フリーダイヤル (無料) TEL 0120-874-994 (はなし きくよ)

大人用電話番号 TEL 211-8640

※子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます。

※養育費・法律に関する相談については、2ページ(「養育費取得支援」及び「法律相談」)をご覧ください。

MEMO

Ī	
II	

ひとり親家庭福祉のしおり 2022.7月版

令和4年7月

【編集・発行】名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室 〒460-8508 名古屋市中区三の丸 3-1-1 電話 052-972-2522 / FAX 052-972-4204

区役所民生子ども課・支所区民福祉課

(社会福祉事務所・社会福祉事務所支所)

※支所管内にお住まいの方は、 支所区民福祉課が窓口です。

✿受付時間

月~金曜日

8時45分~17時15分

(祝日、年末年始は除く)

窓口	所 在 地	電話番号/FAX	交通機関
千種区役所 民生子ども課	千種区覚王山通 8-37 ※R5.1〜建て替えのため移転予定 千種区星が丘山手103	753-1842/751-3120	地下鉄:池 下 (移転後 地下鉄:東山公園)
東区役所 民生子ども課	東区筒井一丁目 7-74	934-1191/936-4303	市バス:東区役所
北区役所 民生子ども課	北区清水四丁目 17-1	917-6520/917-6512	地下鉄:黒 川
北区楠支所 区民福祉課	北区楠二丁目 974	901-2264/902-1843	市バス:楠 支 所
西区役所 民生子ども課	西区花の木二丁目 18-1	523-4593/523-4630	地下鉄:浄 心
西区山田支所 区民福祉課	西区八筋町 358 の 2	501-4971/503-3986	市バス:山田支所
中村区役所 民生子ども課	中村区竹橋町 36-31 (※R5.1~中村区松原町1丁目 23番地の1)	453-5414/451-8324 (※R5.1~番号変更予定)	地下鉄:中村区役所 (※R5.1~地下鉄:本陣)
中区役所 民生子ども課	中区栄四丁目 1-8	265-2318/241-6986	地下鉄: 栄
昭和区役所 民生子ども課	昭和区阿由知通 3-19	735-3903/735-3909	地下鉄:御器所
瑞穂区役所 民生子ども課	瑞穂区瑞穂通 3-32	852-9389/852-9375	地下鉄:瑞穂区役所
熱田区役所 民生子ども課	熱田区神宮三丁目 1-15	683-9913/682-0346	地下鉄:神 宮 西
中川区役所 民生子ども課	中川区高畑一丁目 223	363-4411/363-4302	地下鉄:高 畑
中川区富田支所 区民福祉課	中川区春田三丁目 215	301-8361/301-8661	市バス:富田支所 J R:春 田
港区役所 民生子ども課	港区港明一丁目 12-20	654-9711/651-1190	地下鉄:港区役所
港区南陽支所 区民福祉課	港区春田野三丁目 1801	301-8342/301-8411	市バス:南陽支所
南区役所 民生子ども課	南区前浜通 3-10	823-9395/823-9426	市バス:南区役所
守山区役所 民生子ども課	守山区小幡一丁目 3-1	796-4602/796-4627	市バス:守山区役所 名 鉄:小 幡
守山区志段味支 所区民福祉課	守山区大字下志段味 字横堤 1390-1	736-2187/736-4670	市バス:志段味支所北
緑区役所 民生子ども課	緑区青山二丁目 15	625-3962/621-6858	市バス:緑区役所
緑区徳重支所 区民福祉課	緑区元徳重一丁目 401	875-2213/875-2215	地下鉄:徳 重
名東区役所 民生子ども課	名東区上社二丁目 50	778-3096/774-2781	地下鉄:本 郷
天白区役所 民生子ども課	天白区島田二丁目 201	807-3881/807-3829	市バス:島 田